◇**日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定**（条約第一〇号）（外務省）

この協定は、我が国とアメリカ合衆国との間で物品の貿易につき、関税の撤廃又は削減の方法等を定め、両国間の物品の貿易を促進するものであり、その概要は、次のとおりである。

1　協定における用語の定義について定める。（第一条関係）

2　各締約国は、世界貿易機関設立協定及び両締約国が締結しているその他の協定に基づいて他方の締約国に対して自国が有する現行の権利及び義務を確認することを定める。（第二条関係）

3　一九九四年のガット第二〇条の規定及びその解釈に係る注釈は、必要な変更を加えた上で、協定に組み込まれ、協定の一部を成すことを定める。（第三条関係）

4　協定のいかなる規定も、締約国に対し、締約国が国際の平和若しくは安全の維持若しくは回復に関する自国の義務の履行又は自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置を適用することを妨げることを定めるものと解してはならないこと等を定める。（第四条関係）

5　各締約国は、世界貿易機関設立協定に基づく自国の現行の約束に加え、附属書Ⅰ又は附属書Ⅱの規定に従って、市場アクセスを改善すること等を定める。（第五条関係）

6　両締約国は、いずれかの締約国の要請の後三〇日以内に、協定の運用又は解釈に影響を及ぼす可能性のある問題について、六〇日以内に相互に満足すべき解決に達するために協議を行うことを定める。（第六条関係）

7　協定の附属書は、協定の不可分の一部を成すことを定める。（第七条関係）

8　協定の改正について定める。（第八条関係）

9　協定の効力発生について定める。（第九条関係）

10　協定の終了について定める。（第一〇条関係）

11　協定は、日本語及び英語をひとしく正文とすること等を定める。（第一一条関係）

12　両締約国が実施する関税の撤廃又は削減等の対象品目、条件等並びに両締約国の原産地規則及び原産地手続について定める。（附属書Ⅰ及び附属書Ⅱ関係）

◇**デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定**（条約第一一号）（外務省）

この協定は、我が国とアメリカ合衆国との間で、円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するための法的基盤を確立することにより、両国間のデジタル貿易を促進することを目的とするものであり、その概要は、次のとおりである。

1　協定における用語の定義について定める。（第一条関係）

2　協定の適用範囲について定める。（第二条関係）

3　一般的例外について定める。（第三条関係）

4　安全保障のための例外について定める。（第四条関係）

5　信用秩序の維持のための例外並びに金融政策及び為替政策のための例外について定める。（第五条関係）

6　第八条の規定を除くほか、この協定のいかなる規定も、租税に係る課税措置については、適用しないこと等を定める。（第六条関係）

7　いずれの締約国も、一方の締約国の者と他方の締約国の者との間の電子的な送信に対して関税を課してはならないことを定める。（第七条関係）

8　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の領域において創作等されたデジタル・プロダクトに対し、他の同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならないこと等を定める。（第八条関係）

9　各締約国は、電子的な取引を規律する法的枠組みであって、一九九六年の電子商取引に関する国際連合国際商取引法委員会モデル法の原則に適合するものを維持すること等を定める。（第九条関係）

10　締約国は、自国の法令に別段の定めがある場合を除くほか、署名が電子的な形式によるものであることのみを理由として当該署名の法的な有効性を否定してはならないこと等を定める。（第一〇条関係）

11　いずれの締約国も、情報の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を禁止し、又は制限してはならないこと等を定める。（第一一条関係）

12　いずれの締約国も、自国の領域において事業を実施するための条件として、対象者に対し、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならないこと等を定める。（第一二条関係）

13　いずれの締約国も、対象金融サービス提供者が当該締約国の領域外において利用し、又は設置する金融サービスのコンピュータ関連設備において処理される情報等に対し、当該締約国の金融規制当局が、規制等を目的として、迅速、直接的、完全及び継続的なアクセスを認められる場合には、対象金融サービス提供者に対し、当該締約国の領域において事業を実施するための条件として、当該領域において金融サービスのコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならないこと等を定める。（第一三条関係）

14　各締約国は、オンライン上の商業活動を行う消費者に損害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある詐欺的又は欺まん的な商業活動を禁止するため、消費者の保護に関する法律を制定し、又は維持すること等を定める。（第一四条関係）

15　各締約国は、デジタル貿易の利用者の個人情報の保護について定める法的枠組みを採用し、又は維持すること等を定める。（第一五条関係）

16　各締約国は、要求されていない商業上の電子メッセージの提供者に対し、受信者が当該要求されていない商業上の電子メッセージの現に行われている受信の防止を円滑に行うことができるようにすることを要求する措置等を採用し、又は維持すること等を定める。（第一六条関係）

17　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の者が所有するソフトウェアの一方の締約国の領域における輸入等の条件として、当該ソフトウェアのソース・コードの移転等又は当該ソース・コードにおいて表現されるアルゴリズムの移転等を要求してはならないこと等を定める。（第一七条関係）

18　いずれの締約国も、コンピュータを利用した双方向サービスによって保存等される情報に関連する損害についての責任を決定するに当たり、当該コンピュータを利用した双方向サービスの提供者又は利用者を情報コンテンツ・プロバイダとして取り扱う措置を採用し、又は維持してはならないこと等を定める。（第一八条関係）

19　両締約国は、コンピュータの安全性に係る事象への対応について責任を負うそれぞれの権限のある当局の能力を構築すること等を行うよう努めること等を定める。（第一九条関係）

20　締約国は、自国が政府の情報を公衆により利用可能なものとすることを選択する限りにおいて、政府の情報が機械による判読が可能であること等を確保するよう努めること等を定める。（第二〇条関係）

21　いずれの締約国も、暗号法を使用する情報通信技術産品の製造等の条件として、当該情報通信技術産品の製造者等に対し、暗号法に関連する財産的価値を有する情報を当該締約国に移転すること等を要求してはならないこと等を定める。（第二一条関係）

22　協定の改正、効力発生及び終了について定める。（第二二条関係）